

組織犯罪処罰法改正法案の撤回を求める意見書

政府は、テロなどの組織的な犯罪を防止するために必要であるとして、いわゆる組織犯罪処罰法を改正し、実際の犯罪行為がなくても、犯罪を計画し準備した段階で犯罪と見なす「共謀罪」（テロ等組織犯罪準備罪）を創設しようとしており、法案が衆議院で可決された状況となっている。昨年の参院選の際、大分県警が労働組合事務所に入出入りする人々を隠し撮りするなどの不当な捜査が行われたが、法案が成立すれば、このような捜査機関による市民への不当な捜査が横行していくことは明らかである。

政府は、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を背景に、「テロ対策」のために法の整備が必要としているが、テロ対策の国際的枠組みとしては、「爆弾テロ防止条約」や「テロ資金供与防止条約」など13の条約が採択され、日本もすべて締結しており、それに基づく国内法も整備されているのが現状である。

これまでの国会審議での政府答弁でも、恣意的な判断により一般市民も処罰の対象になりかねず、捜査機関が捜査の権限を乱用するおそれがあり、電話やメールの内容などが広範囲に捜査されることにより、すべての国民が監視下に置かれることなどが明らかとなっている。

こうしたことから、共謀罪の創設は、どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量に委ねられ、憲法が保障する内心の自由を侵害する可能性が極めて高いとして、さまざまな団体や刑法研究者が法案反対表明を行うなど批判が広がっている。

よって、政府においては、組織犯罪処罰法改正法案をただちに撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年度（2017年）6月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、法務大臣

（提出者）民進党市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員